(目的)

第1条 この規程は、「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理に関する指針」(平成20年3月31日付、厚生労働省厚生科学課長決定)(以下、「利益相反管理指針」という。)及び「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日付、内閣府統合イノベーション戦略推進会議決定)(以下、「研究インテグリティ対応方針」という。)に基づき、山梨学院短期大学(以下、「本学」という。)の研究者の利益相反を適切に管理し、かつ研究者の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 利益相反 (Conflict of Interest: COI)

外部からの経済的な利益関係によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は 損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態

(2) 経済的な利益関係

研究者が、自ら所属し研究を実施する機関以外の機関等との間で給与等を受け取るなどの関係を持つこと

(3) 給与等

給与、サービス対価(コンサルタント料、謝礼金)、産学連携活動に係る受入れ(受託研究、技術研修、客 員研究員・流動研究員の受入れ、研究助成金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等)、株式等(株式、株 式買入選択権(ストックオプション)等)、知的所有権(特許、著作権、及び当該権利からのロイヤリティ等)、 その他の何らかの金銭的価値を持つもの(ただし、公的機関から支給される謝金等は除く。)

(対象となる研究者)

第3条 この規程の適用対象となる研究者は、本学の専任教職員であって、厚生労働科学研究費その他の公的な 資金による競争的研究費(以下、「競争的研究費」という。)による研究を実施し、又は実施しようとする者と する。

(研究者の責務)

- 第4条 本学の教職員は、本学が定める学術研究倫理に関するガイドライン (2019年3月23日制定) (以下、「本学ガイドライン」という。)及びこの規程に基づいて行う利益相反の管理について、誠実に協力しなければならない。
- 2 本学の教職員は、当該研究の研究分担者に対して、利益相反管理指針及び研究インテグリティ対応方針(以下、これらを総じて「公的指針等」という。)、並びに本学ガイドライン及び本規程を遵守するよう求めなければならない。

(経済的な利益相反の報告)

- 第5条 研究者は、自ら生計を一にする配偶者及び一親等の者に対する経済的な利益関係のうち、次の各号に掲げるものについて該当する場合には、毎年4月末までに「自己申告書」(様式1)を提出しなければならない。
 - (1) 産学連携活動の相手先の株式(公開、非公開を問わない。)、出資金、ストックオプション、受益権等の保有の有無及び保有状況
 - (2) 企業・団体からの収入(前年度1年間の合計金額が同一組織から年間100万円を超える場合の当該組織に係る収入に限る。)
 - (3) 産学連携活動に係る受入額(申請研究に係るもので、申告者又はその所属が関与する共同研究、受託研究、 コンソーシアム、知的所有権の実施許諾・権利譲度、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・流動研究員等 の受入れ、研究助成金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等)(前年度1年間の同一組織からの年間受入 額が200万円を超える場合に限る。)
- 2 前項の申告の後、新たに経済的な利益関係が生じたときは、その都度、当該利益関係について補正し、当該 事実が発生した日から起算して6週間以内に「自己申告書」(様式1)として提出しなければならない。

(利益相反管理委員会)

第6条 本学における研究者の利益相反を審査し、利益相反管理のための適切な措置について検討するため、本学に利益相反管理委員会(以下、「管理委員会」という。)を置く。

(管理委員会の構成)

- 第7条 管理委員会は次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。
 - (1) 学長
 - (2) 各科長
 - (3) 教務部長
 - (4) 研究倫理委員会委員長
- (5) その他、委員長が必要と認めた者
- 2 管理委員会の委員長は、学長をもってあてる。
- 3 委員長に事故、あるいは第6項に掲げる事項があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務 を代理する。
- 4 管理委員会は、委員長が召集し、議長となる。
- 5 管理委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。
- 6 管理委員会の委員本人が直接に関与する研究については、当該委員はその研究に係る利益相反の審議に加わることができない。

(審議事項)

- 第8条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 利益相反管理に係る規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) 利益相反から生ずる課題の対応策に関すること
- (3) 個々の利益相反について本学として許容できるか否かに関すること
- (4) 利益相反管理のための調査に関すること
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (6) その他、本学における利益相反に関する重要事項

(利益相反管理のための調査)

- 第9条 前条第4号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。
 - (1) 事情聴取
 - (2) 助言指導等
 - (3) 状況観察
 - (4) その他、利益相反管理のための調査に必要と認める方法

(審査、勧告、決定等の手続)

- 第10条 管理委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、第3条に規定する者の利益相反に関し本学として許容できるか否かについて判定する。
- 2 管理委員会は、前項の規定による審査の結果、改善が必要と判断した活動を行う研究者に対しては、改善勧告を行うものとする。
- 3 管理委員会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う研究者の状況を観察する。
- 4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により管理委員会に再審査を請求することができる。
- 5 管理委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。
- 6 管理委員会は、再審査の請求に係る活動について改善が必要であると判断した場合は、その旨を学長に報告 し、改善が必要でないと判断した場合は、改善勧告を取消し、その旨を再審査の請求を行った研究者に通知す る。
- 7 学長は、前項の報告を受けた場合において当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を 行う研究者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨を当該活動を 行った研究者に通知する。
- 8 学長は、利益相反の管理に関して問題があると認められるときは、競争的研究費の配分機関に速やかに報告するものとする。

(周知)

第11条 学長は、本学の教職員に対して、公的指針等及び本学ガイドライン並びに本規程の周知に努めるものとする。

(関係書類の保存)

- 第12条 研究者及び本学は、利益相反に関する書類を5年間保存するものとする。 (私密保持)
- 第13条 管理委員会の委員は、本学との間に管理委員会の関連事項に係る守秘義務誓約を締結するものとし、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。
- 2 管理委員会における守秘義務誓約は、委員在任中のほか、委員の任を解かれた後、及び本短期大学を設置する学校法人 C2C Global Education Japan を退職した後も同様に継続するものとする。

(組織としての利益相反)

- 第14条 本学は、組織としての利益相反についても、適切な管理措置を講じるよう努めるものとする。 (事務局)
- 第15条 管理委員会に関する事務は、短期大学事務局が行う。 (規程の改廃)
- 第16条 この規程の改廃は、管理委員会の提案に基づき拡大教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、2022年9月29日から施行する。

山梨学院短期大学 利益相反管理委員会 委員長 殿

		申請者名		(II)	
		所	属		
研究課題名					

1 評価を受ける者の状況

【申告研究者】

(1) 外部活動

V / 100 Per / 10					
外部活動の有無 (有 ・ 無) *有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記入すること。					
・11・236日・2017 2017 2018日正末 国中でといった。					
企業·団体名					
役割(役員・顧問等)					
活動内容					
活動時間(時間/月)					

(2) 企業・団体からの収入

収入の有無 (有 ・ 無) *有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記入すること。						
企業・団体名						
報酬 · 給与	円	原 稿 料	円			
講師謝礼等	円	ロイヤリティ	円			
その他の贈与	円					

【申告研究者の配偶者及び家族(一親等まで)】

(1) 外部活動

外部活動の有無 (有 ・ 無) *有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記入すること。					
企 業 ・ 団 体 名					
役割(役員・顧問等)					
活 動 内 容					
活動時間(時間/月)					

(2) 企業・団体からの収入

収入の有無 (有 ・ 無) *有の場合のみ、以下の欄に企業・団体ごとに記入すること。					
企業・団体名					
報酬 · 給与	円	原 稿 料	円		
講師謝礼等	円	ロイヤリティ	円		
その他の贈与	円				

2 申告研究者の産学連携活動に係る受入額

申請研究に係るもので、申告者もしくはその所属部門が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・流動研究員等の受入れ、研究助成金・奨学寄附金の受入れ、依頼試験・分析、機器の受入れ等を含む。

産学連携活動(有・無)			無)	有 • 無
活	動	内	容	
企	業	45	名	
授	受	金	額	万円/年

3 産学連携活動の	日毛先のエクイラ	- イ

733 1 (Ca) 31 H 25 4 1 1 1 1 7 B							
	は、公開・非公開を問わず、株式、出資金、株式買入選択権(ストックオプション)、						
受益権等をいう。							
エクイティ(有・無)	有 • 無						
企 業 名							
エクイティの種類(数量)	万円/年						

*記載例:公開株(100株:時価430万円相当)、未公開株(発行株式総数の8%)

研究課題名欄に掲げる私の研究に係る利益相反の状況は、上記のとおりであることに相違ありません。

申告日	年	月	日	
申告者(署名)				

<注意事項>

- (1) 申告日より起算して、1年間の活動・報酬について記載すること。
- (2) 研究継続については、毎年4月末日までに申請書を更新した形で提出すること。
- (3) 研究実施期間中、新たな利益相反が発生した場合には、当該事実が発生した日から起算して6週間以内に補正した自己申告書を提出すること。